住所　福岡県田川郡香春町大字香春1721番地
崔香織　昭和49年12月5日生
住所　札幌市西区八軒七条西9丁目2番4―37号
吳暁東　昭和50年9月6日生
耿艶麗　昭和53年11月14日生
吳臣文　平成18年4月25日生
吳莊毓　平成22年2月18日生
住所　静岡市駿河区広野4丁目1番18―5号
崔美紀　昭和50年8月14日生
住所　静岡市駿河区広野4丁目1番18―5号
崔眞美　昭和49年7月15日生
住所　静岡県焼津市三ケ名695番地
崔龍一　昭和51年10月22日生
住所　三重県四日市市笹川1丁目65番地1
慈慶花　昭和44年3月16日生
住所　福岡市東区箱崎ふ頭3丁目9番3―202号
金長一　昭和21年4月16日生

○文化庁告示第五十六号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十三年九月十三日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十三年九月二十八日

文化庁長官　近藤　誠一

倉敷朗読研究会

○厚生労働省告示第三百五十八号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十五条第一項の規定に基づき、次に掲げる地域について、同項の措置を講ずることを決定する。この場合において、当該措置を講ずべき同項の指定する期間は、平成二十三年十月一日から平成二十四年九月三十日までとする。

平成二十三年九月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

岩手県
釜石公共職業安定所の管轄地域
宮古公共職業安定所の管轄地域
大船渡公共職業安定所の管轄地域
久慈公共職業安定所の管轄地域
宮城県
仙台公共職業安定所の管轄地域のうち仙台市宮城野区及び若林区の区域、名取市の区域、岩沼市の区域並びに亘理郡亘理町及び山元町の区域
石巻公共職業安定所の管轄地域
塩釜公共職業安定所の管轄地域
気仙沼公共職業安定所の管轄地域
福島県
福島公共職業安定所の管轄地域のうち伊達郡川俣町の区域
平公共職業安定所の管轄地域
郡山公共職業安定所の管轄地域のうち田村市の区域
相双公共職業安定所の管轄地域

○厚生労働省告示第三百五十九号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十五条第二項の規定に基づき、昭和五十三年労働省告示第三十五号（雇用保険法第二十五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域）の全部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

雇用保険法第二十五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域

全国（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十五条第一項の規定に基づき指定する雇用保険法第二十五条第一項の規定に基づき広域延長給付の措置を決定する件（平成二十三年厚生労働省告示第三百五十八号）に掲げる地域を除く。）

○厚生労働省告示第三百六十号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十五条の十の規定により、次の指定試験機関に対し、試験事務の一部を休止する許可をしたので、同法第百十二条の二第一項第七号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の三十八の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年九月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

一　名称　財団法人安全衛生技術試験協会
二　主たる事務所の所在地　東京都千代田区西神田三丁目八番一号
三　休止する試験事務の範囲　東北安全衛生技術センターにおいて行う労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第六十九条第十四号に掲げるクレーン・デリック運転士免許試験のうち実技試験の実施に関する事務
四　休止する年月日及びその期間　平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○厚生労働省告示第三百六十一号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十二条第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十二号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。ただし、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた精神障害者社会復帰施設（同法附則第四十六条による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の二第一項第二号に規定する精神障害者授産施設に限る。）に入所している精神障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額等を定める件第二条第二号に規定する障害者自立支援法第五条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援を利用している精神障害者とみなす。

平成二十三年九月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第二条第二号中「第五条第十四項」を「第五条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

○農林水産省告示第千八百六十四号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十三年九月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき六五、四三〇円
　適用期間　平成二十三年十月一日から十二月三十一日まで
二　農林水産大臣の定める額　零
　適用期間　平成二十三年十月一日から十二月三十一日まで

○厚生労働省告示第三百六十二号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十二条の三第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十三号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。ただし、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた精神障害者社会復帰施設（同法附則第四十六条による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の二第一項第二号に規定する精神障害者授産施設に限る。）に入所している精神障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等を定める件第三条第三号イに規定する障害者自立支援法第五条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援を利用している精神障害者とみなす。

平成二十三年九月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一条第三号イ中「第五条第十四項」を「第五条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。